

新潟県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

新潟県議会議長 尾 身 孝 昭

### 新潟県議会規則第 1 号

新潟県議会傍聴規則の一部を改正する規則

新潟県議会傍聴規則（昭和60年新潟県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(傍聴席に入ることができない者) <b>第 8 条</b> 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1)・(2) (略) (3) <u>前 2 号に掲げる者のほか、傍聴に不要と認められるものを携帯している者</u> (4)・(5) (略)	(傍聴席に入ることができない者) <b>第 8 条</b> 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1)・(2) (略) (3) <u>かさ、つえその他傍聴に不要と認められるものを携帯している者</u> (4)・(5) (略) (6) <u>小学校の児童及び乳幼児。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u>

### 附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。